

平成27年度中の後納保険料額と納付期限

	①後納 保険料額	②当時の 保険料額	③加算額	納付期限
平成17年度	14,880円	13,580円	1,300円	9月分までは月ごとに期限が到来します ↓ 抜粋 納付期限 平成17年4月分 → 平成27年4月30日 平成17年5月分 → 平成27年5月31日 平成17年6月分 → 平成27年6月30日 平成17年7月分 → 平成27年7月31日 平成17年8月分 → 平成27年8月31日 平成17年9月分 → 平成27年9月30日 平成17年10月分 → 平成27年9月30日 ↓ 平成18年3月分 → 平成27年9月30日
平成18年度	14,930円	13,860円	1,070円	
平成19年度	14,960円	14,100円	860円	
平成20年度	15,090円	14,410円	680円	
平成21年度	15,160円	14,660円	500円	
平成22年度	15,430円	15,100円	330円	
平成23年度	15,220円	15,020円	200円	
平成24年度	15,070円	14,980円	90円	
平成25年度	15,040円	15,040円	加算なし	

- 後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(①=②+③)
- 後納保険料額は、政令で定められ、毎年改定されています。
- 後納保険料額を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険納付日」とみなされます。

回 2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料を納めていただきますようお願いします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促(電話・文書・戸別訪問)および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

回 年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)は、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に25年から10年に短縮される予定です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6731-2015
お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

《受付時間》 月～金曜日…午前8:30～午後5:15、第2土曜日…午前9:30～午後4:00
※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常通話料金がかかります。
- 「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

「年金情報流出」を口実とした 犯罪にご注意を!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。年金情報流出についてのお問い合わせは、不正アクセス専用コールセンター(フリーダイヤル 0120-818211、受付時間8:30～21:00)へお問い合わせください。

平成27年度の国民年金保険料は、

月額 15,590円 です。

納付は口座振替が便利です。

また、前納すると割引があり、お得です。
詳しくは、役場国民年金担当窓口まで。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは、

役場町民福祉課町民生活グループ (☎26-7871)

日本年金機構苫小牧年金事務所 (☎0144-36-6135)

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。
一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

国民年金保険料

「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を、申し込みにより納付することができる仕組みです。本来、国民年金保険料は、2年を経過すると時効により納付することができません。この制度をご利用いただくと、年金受給権が確保できたり将来の年金額を増やしたりすることができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

後納制度をご利用いただくためには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570-011-050) または苫小牧年金事務所へお問い合わせください。

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

お申し込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつかます

- 過去3年度以前(平成24年度以前)の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつかます。詳細は9ページの「平成27年度中の後納保険料額と納付期限」でご確認ください。

納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
- ・平成17年度 ↓ (先)
・平成18年度 ↓
・平成19年度 ↓ (後)

申し込み後に審査を行います

- 後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めに申し込みください。

利用期間は平成27年9月まで

- 後納制度をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです。
- 保険料は1カ月分から納付できます。

一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。